

大磯町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	33,171人	9,257,021千円	319,985千円	2,151,282千円	23.2%	22.5%

※人件費には町長、副町長、議員等の特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 1人当たりの給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A	1人当たり給与費
25年度	248人	908,794千円	205,481千円	335,236千円	1,449,511千円	5,845千円	5,601千円

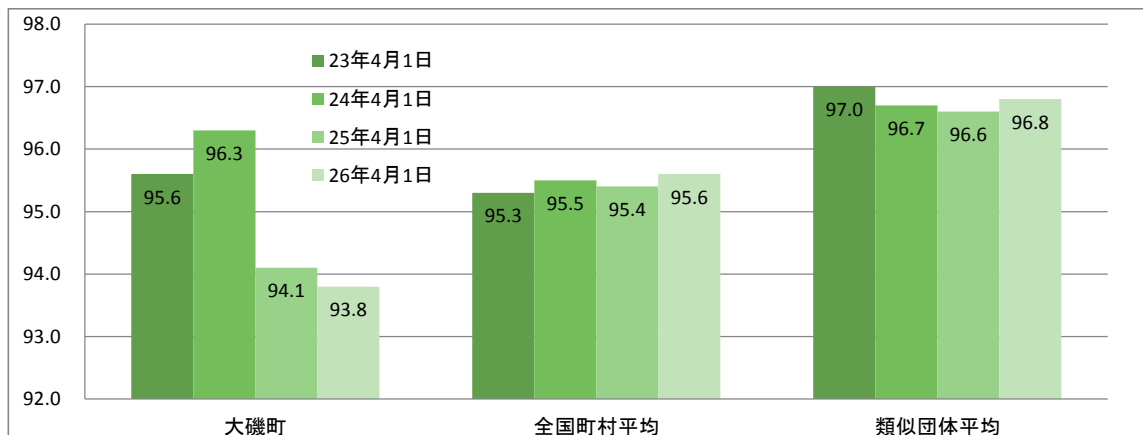
※ 職員手当には退職手当は含みません。

※ 職員数は4月1日現在の人数です。

※ 給与費については、短時間勤務職員（再任用・任期付）の給与は含まれており、職員数には当該職員は含んでいません。

なお、短時間勤務職員を含めた一人当たりの給与費は、5,470千円となります。

(3) ラスパイレス指数の状況



※ ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

※ 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(4) 給与改定の状況

人事院が国家公務員の給与に対して行った勧告（人事院勧告）に基づく改正

26年度		大磯町	国
給 料		(据え置き)	0.27%引き上げ
手 当	通 勤	(据え置き)	交通用具使用者について月額を100円から7,100円引き上げ
	期 末・勤 勉	支給月数を0.15月分引き上げ年4.10月分とする	支給月数を0.15月分引き上げ年4.10月分とする

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[平成26年度については未実施]

人事院勧告の主旨に基づき、判断した。

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.5%引下げ。平成26年度に見送った国の見直し内容を考慮し、若年層については水準を引上げ、高齢層について重点的に引下げを実施(最高3.7%)。他の給料表については、一般行政職給料表及び国の俸給表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準6%に対し、大磯町においても6%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。

(参考)

	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合	平成27年度の支給割合
国基準による支給割合	3%	6%	4%
大磯町の支給割合	3%	6%	6%

※ 給料月額の見直しを行わないかわりに、地域手当の制度完成時の地域手当の率の設定をした場合の方が、減給保障を行い段階的に地域手当を上げた場合よりも給与費の増加が抑えられるため。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
大磯町	42.5歳	313,400円	391,608円	365,155円
神奈川県	43.4歳	335,401円	421,368円	375,393円
国	43.5歳	335,000円	-	408,472円
類似団体	42.3歳	316,054円	372,370円	347,095円

※ 平均給与月額(国比較ベース)は国家公務員が公表に含めていない手当(時間外・休日・夜間・特殊勤務・宿日直・通勤・管理職員特別勤務・宿日直)があることから、比較のため、国と同じベース(給料・扶養・地域・管理職・住居)で再計算したものです。

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	民間			参考
						対応類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
大磯町	55.9歳	17人	290,700円	324,271円	317,165円	-	-	-	-
清掃職員	56.9歳	5人	324,200円	370,300円	364,700円	廃棄物処理業従業員	44.7歳	288,100円	1.29
学校給食員	56.8歳	4人	241,600円	264,650円	260,300円	調理士	42.0歳	282,000円	0.94
用務員	55.8歳	4人	303,200円	332,000円	330,000円	用務員	54.3歳	199,300円	1.67
自動車運転手	***	1人	***	***	***	自家用乗用自動車運転者	54.4歳	239,400円	***
その他	55.8歳	3人	281,500円	306,667円	296,567円				
神奈川県	51.2歳	282人	331,881円	387,064円	364,062円				
国	50.1歳	3119人	287,992円	-	326,611円				
類似団体	50.0歳	(団体平均)12人	291,276円	317,335円	307,380円				

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	大磯町（C）	民間(D)	C/D
清掃職員	5,851,000円	3,939,100円	1.49
学校給食員	4,152,000円	3,700,100円	1.12
用務員	5,297,000円	2,747,000円	1.93
自動車運転手	***	3,190,600円	***

※「平均給料月額」とは、各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※「民間」の欄においては、「賃金構造基本統計調査」の数値（22～24年の3か年平均）を基に、職務の内容が類似と思われる職種の労働者のデータを総務省において再集計したものであるが、年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致しているものではなく、ひとつの参考として示したものです。

※「***」で表示しているものは、対象者が2名以下であり、個人情報が特定されるため、公表していません。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分		大磯町	神奈川県	国
一般行政職	大学卒	175,600円	178,800円	172,200円
	高校卒	147,200円	144,500円	140,100円

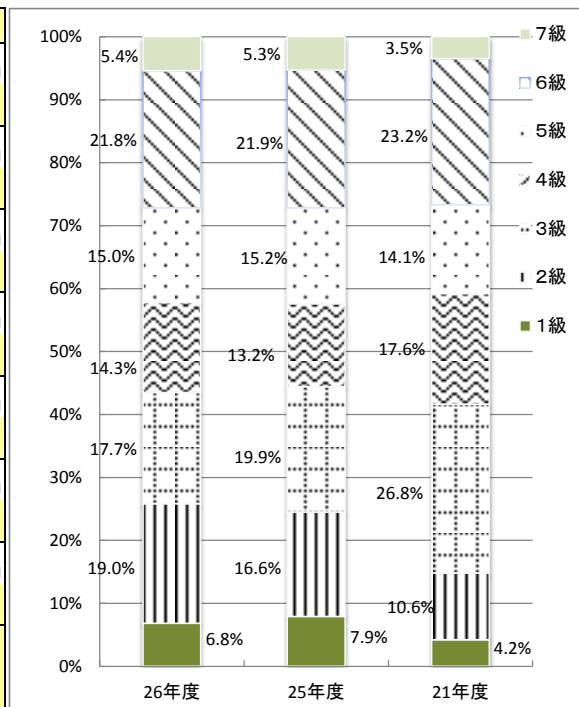
(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（26年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	243,400円	357,000円	362,800円	該当者なし
	高 校 卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	一号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主 事 補	10人 (12人)	6.8% (7.9%)	135,600円	218,600円
2級	主 事	28人 (25人)	19.0% (16.6%)	161,600円	274,700円
3級	主 任 主 事	26人 (30人)	17.7% (19.9%)	228,600円	336,300円
4級	主 査	21人 (20人)	14.3% (13.2%)	252,600円	366,400円
5級	副 主 幹	22人 (23人)	15.0% (15.2%)	279,100円	427,800円
6級	課 長	32人 (33人)	21.8% (21.9%)	307,800円	454,800円
7級	部 長	8人 (8人)	5.4% (5.3%)	339,100円	482,800円
合 計		147人 (151人)	100.0% (100.0%)		



- (注) 1 「大磯町職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 職員数には、税務職員、保健師、栄養士、保育士、消防職員、技能労務職員、教育公務員を含みません。
 3 標準的な職務内容とは、それぞれの級の該当する代表的な職務です。
 4 () 内は、前年4月1日現在の状況です。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1年間の人事評価に基づく勤務成績により、毎年1月1日にA～Eの5段階の昇給区分に決定します。

区分	A	B	C	D	E
昇給回数	8以上	6	4	2	0

(注) なお、55歳以上は上記の昇給の2分の1の昇給抑制、57歳以上は昇給停止を行っています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大磯町		神奈川県		国	
1人当たり平均支給額（25年度）		1人当たりの平均支給額（25年度）		-	
1,330千円		1,564千円			
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(1.45月分)	(0.65月分)	(1.45月分)	(0.65月分)	(1.45月分)	(0.65月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～18%		・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 無し		・管理職加算 10～20%		・管理職加算 10～25%	

※ 括弧内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当（26年4月1日現在）

大磯町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2%～20%加算			定年前早期退職特例措置 2%～45%加算		
一人当たり平均支給額 16,415,574円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

なお、支給は、本町が加入する神奈川県市町村職員退職手当組合によるものです。

(3) 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）	31,956千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	116,534円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
大磯町全域	3%	（全職員）	3%

(4) 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）	1,128千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	27,502円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）	15.6%		
手当の種類（手当数）	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
災害救急作業等に従事する職員の特殊勤務手当	消防職員	火災その他の災害に出動	出動1回につき、200円
		救急事故に出動し、被救助者の救出、救助に従事した場合	出動1回につき、200円
			出動中救急救命士法に基づく処置を行った場合、出動1回につき、510円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	51,227千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	294,404円

(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手 当 名		本町内容及び単価等		国の内容及び単価等		支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者	13,600円	配偶者	13,000円	31,987千円	236,937円	
	配偶者以外の扶養親族のうち、2人まで	6,500円	配偶者以外の扶養親族のうち、2人まで	6,500円			
	扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目	7,000円	扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目	6,500円			
	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人目	11,000円	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人目	11,000円			
	その他の扶養親族	5,500円	その他の扶養親族	6,500円			
	特定扶養の期間(満16歳から満22歳)にある子1人に対する加算額	5,000円	特定扶養の期間(満16歳から満22歳)にある子1人に対する加算額	5,000円			
住居手当	借家・貸間	27,000円	家賃23,000円以下	家賃-12,000円	24,498千円	159,072円	
		家賃が27,000円未満のときは、家賃の額	家賃23,000円を超え55,000円未満	(家賃-23,000円)×1/2+11,000円			
	持家	10,000円	支給なし				
	その他	支給なし	支給なし				
通勤手当	自転車等の交通用具を利用	2km~5km	4,000円	~5km	2,000円	18,439千円	77,681円
		5km~10km	5,200円	5km~10km	4,100円		
		10km~15km	7,300円	10km~15km	6,500円		
		15km~20km	8,900円	15km~20km	8,900円		
		20km~25km	11,300円	20km~25km	11,300円		
		25km~30km	13,700円	25km~30km	13,700円		
		30km~35km	16,100円	30km~35km	16,100円		
		35km~40km	18,500円	35km~40km	18,500円		
		40km~	20,900円	40km~45km	20,900円		
				45km~50km	21,800円		
			50km~55km	22,700円			
			55km~60km	23,600円			
			60km~	24,500円			
		6か月定期相当分を支給	6か月定期相当分を支給				
管理職手当	課長	14~16%	官職を占める職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額25%を限度		52,367千円	623,406円	
	副主幹	12%					
管理職特別勤務手当	課長	10,000円~12,000円	各官職及び区分により、勤務1回につき、6,000円~18,000円の範囲内で支給(6時間を超える場合は、5割増)		464千円	9,872円	
	副主幹	8,000円					
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に勤務1時間当たりの給与額に135%を乗じた額を支給		休日において、正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に勤務1時間当たりの給与額に135%を乗じた額を支給		5,574千円	154,818円	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した全時間につき勤務1時間当たりの給与額に25%を乗じた額を支給		正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した全時間につき勤務1時間当たりの給与額に25%を乗じた額を支給		2,121千円	73,125円	
宿日直手当	勤務1回につき、6,700円		勤務の態様に応じ、勤務1回につき、4,200円~20,000円を支給		1,139千円	10,982円	

5 特別職等の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町長	383,500円(767,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 904,000円/383,500円
	副町長	623,000円	750,000円/478,800円
	教育長	575,000円	-
報 酬	議長	423,000円	486,500円/227,000円
	副議長	344,000円	419,300円/182,000円
	議員	315,000円	390,000円/157,000円
期末手当	町長 副町長 教育長	(25年度支給割合) 3.85月分	
	議長 副議長 議員	(25年度支給割合) 4.15月分	
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	町長	給料月額×勤続月数×37.5/100	13,806,000円 任期ごと
	副町長	給料月額×勤続月数×25/100	7,476,000円 任期ごと
	教育長	給料月額×勤続月数×20/100	5,520,000円 任期ごと

※ 教育長の類似団体における最高/最低額については、国の公表がありません。

※ 町長の給料の括弧内の額は、減額前の金額です。

※ 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48か月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

【町長・副町長・教育長における減額措置の状況】

平成13年度～20年度	期末手当を町長50%、助役30%、収入役及び教育長20%減額（19年4月から助役、収入役を廃止、副町長を設置）
平成23年3月～6月	給料・地域手当を町長・副町長90%減額（23年4月から副町長不在）
平成23年6月～26年12月	期末手当を町長・教育長50%減額（23年12月の期末手当はさらに町長50万円減額）
平成23年6月～9月	給料・地域手当を教育長75%減額
平成23年7月～26年3月	給料・地域手当を副町長50%減額（25年3月未まで副町長不在）
平成23年7月～26年12月14日	給料・地域手当を町長50%減額
平成23年10月～26年3月	給料・地域手当を教育長50%減額

6 職員数の状況（26年4月1日現在）

(1) 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在・単位：人)

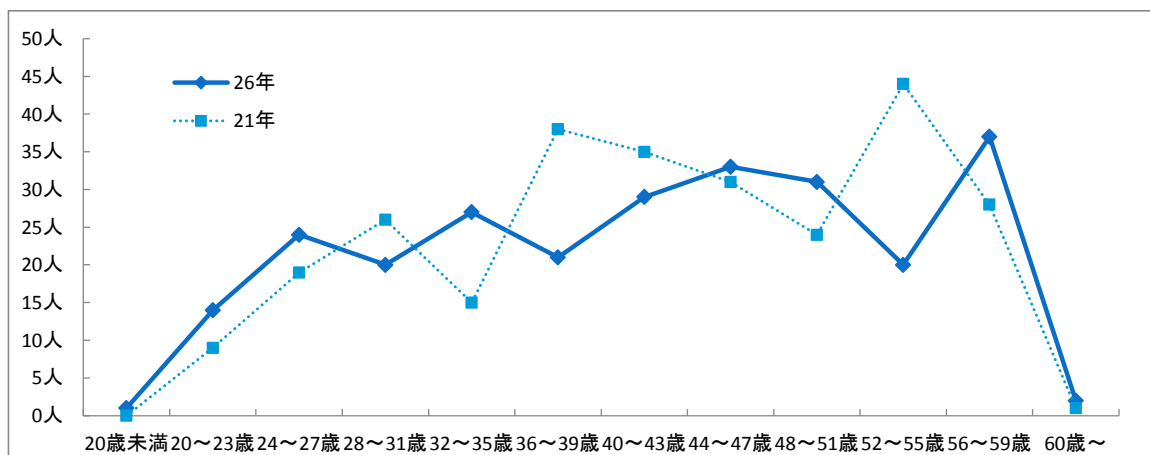
部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	備 考	
		25年	26年			
普通会計部門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	人口1万人当たりの職員数 47.63人 (類似団体人口1万人当たりの職員数 51.20人)
		総 務	52	48	-4	
		税 務	12	13	1	
		農林水産	6	6	0	
		商 工	4	5	1	
		土 木	26	21	-5	
		民 生	33	36	3	
		衛 生	26	26	0	
	計	162	158	-4		
	教育部門	43	42	-1		
消防部門	44	44	0			
小 計	249	244	-5	人口1万人当たりの職員数 73.56人 (類似団体人口1万人当たりの職員数 67.04人)		
公営企業等 会計部門	下水道	6	5	-1	人口1万人当たりの職員数 78.08人	
	その他	8	10	2		
	小 計	14	15	1		
合 計		263 〔334〕	259 〔334〕	-4	人口1万人当たりの職員数 78.08人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者等を含みます。

2 〔 〕内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況

	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳～	計
26年	1人	14人	24人	20人	27人	21人	29人	33人	31人	20人	37人	2人	259人
21年	-	9人	19人	26人	15人	38人	35人	31人	24人	44人	28人	1人	270人



(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	162	156	154	158	162	158	△ 4 (△ 2.5%)
教育	49	46	46	43	43	42	△ 7 (△ 14.3%)
消防	45	44	44	45	44	44	△ 1 (△ 2.2%)
公営企業等	15	15	15	15	14	15	0 (0.0%)
合計	271	261	259	261	263	259	△ 12 (△ 4.4%)

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者等を含みます。